指定給水装置工事事業者の指定の更新

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、長生郡市広域市町村圏組合水道 部指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により公示する。

公示日:令和3年7月2日

指定番号	名称	住所		給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所 の名称及び所在地		指定の 有効期限
				名称	所在地	
186	株式会社石井組	千葉県長生郡白子町 関5038番地の16	石井 稔	株式会社石井組	千葉県長生郡白子町関 5038番地の16	令和8年9月29日
226	有限会社今井水道	千葉県市原市五所1371番地	今井 秀樹	有限会社今井水道	千葉県市原市五所1371番地	令和8年9月29日